

じん臓機能障害（1級、3級、4級）

じん臓は、体の適切な水分量や必要な塩分量の調節、老廃物の排泄、血圧や血液成分の数時間から数日にわたる比較的緩やかな継続的な調節を主な機能としてしている。この機能に障害があると、体内の水分量や塩分の調節を障害者が摂取を調節して行う必要が生じ、また食事でも老廃物を少なくするために調節する必要がある。身体活動は、老廃物を多量に発生させたり、発汗による体液量の急激な変化を伴う危険性をもつ。また、休養によって老廃物を排泄する過程を十分にもつ必要がある。一般に、高温の環境では発汗による脱水が腎機能にしばしば悪影響を及ぼす。一方、寒冷な環境も感冒などにより腎不全の進行の要因となる。地下やトンネルなどの高気圧環境も適さない。

<1級>

1級は本来は安静時にも腎不全症状を引き起こす可能性のある状態であるが、社会復帰（希望）者は例外なく透析治療を受けている者である。透析を受けると活動制限は大幅に緩和され、通常の世界活動には支障がない状態になる。体力的には必ずしも低いとは限らないものの、病歴上、体力の低下している者もおり、作業負荷や残業量は体力に応じて配慮し、過労にならないように注意する必要がある。透析者であっても交替勤務は可能であるが、長期出張が多い職場は定期的な透析を可能にするための病院の手配が必要となる。鋭利な刃物などを扱う職場では手首に装着された透析用のシャントを傷つけない配慮が必要である。また、腹膜透析者では大気汚染、あるいは塵埃の多い環境は適さない。また、腹部の屈伸や圧迫、腹筋の頻用を要する職種も適さない。なお、透析食という特別の栄養管理が必要であるが、これは通常の食事とほとんどかわりのないものである。

透析治療でも、腹膜透析治療とそれ以外の血液透析は治療に要する時間が大きく異なる。腹膜透析以外の透析治療には、一回あたり5時間程度の治療を週に3回必要とする。これを反映して、じん臓機能障害の1級では、週2～3回の治療のための早退や時間内通院、透析日の残業免除、フレックスタイム、短時間勤務など検診や治療への配慮が最も多く行われている。一方、腹膜透析治療を受けている場合には本人による一日に3～4回短時間の操作だけが必要なだけである。腹膜透析を行っている者への配慮としては、昼休みなどに30～40分程度、腹膜透析の処置を行う時間と場所の確保の配慮が行われている。

重労働を避けたり、時間外労働や夜勤等を制限することも事務職、生産工ともよく行われている配慮であった。レクリエーション、懇親会、社員旅行、クラブ活動への参加などの人間関係に関する配慮がよく行われており、社員旅行の際には、障害者からの要望を聞いたり、人工透析病院を予約するなどの配慮を行っている事業所もある。また、事業所内での産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室、診察室等の設置や相談員などの配置を行っている企業もみられる。

<3級、4級>

3級では、家庭内の極めて温和な日常生活活動には支障がないが、家庭内の通常の活動や極めて温和

な社会生活に支障が生じる。通勤の負担をなくし、極めて温和な座業に限れば就労の可能性もある。4級は、家庭内の通常の活動や極めて温和な社会生活には支障がないが、それ以上では著しい制限があるため座業程度が限界である。事例は少なかったが就労しているケースで企業が配慮していることをみると、3級では重労働や時間外労働の制限、短時間勤務など作業負荷への配慮や、検診・治療など健康管理への配慮が行われている。4級では健康管理を配慮して仕事内容や環境に気を配ったり、産業医や相談員を配置している例が見られた。

【じん臓 1級 総括表】

じん臓機能障害1級 事務的職業従事者(人数154人)

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 健康管理への配慮	67	44%	検診・治療への配慮 (仕事内容・環境への配慮[7.1%]、産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診察室等[5.2%])	37	24%
2 勤務時間	61	40%	週2～3回の治療のための早退	37	24%
3 労働条件への配慮	54	35%	重労働を避ける (検診、治療等への配慮[9.1%])	19	12%
4 コミュニケーションへの配慮	47	31%	レクリエーション、社員旅行、懇親会、クラブ活動などへの参加	29	19%
5 管理職及び職員の教育、啓蒙	31	20%	(健康管理について[6.5%])		
6 通勤への配慮	24	16%	(自家用車にて通勤[6.5%])		
7 相談員、カウンセラーの配置	23	15%	(相談員の配置[9.1%])		
8 家族との連携	20	13%	(折にふれた電話連絡[3.9%]、家族との連絡名簿の整備[2.6%])		
9 障害者への教育・訓練	18	12%	(OJTと個別指導[7.8%])		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

腹膜環流処置室の設置 (健康管理への配慮)
 歩行負荷の軽減を図るため専用電話(FAX)の設置 (労働条件への配慮)
 フレックスタイムの採用により交通混雑を避け、透析時間を確保 (労働条件への配慮)
 スポット暖房 (労働条件への配慮)
 主治医に面談し職務内容の確認をする (労働条件への配慮)
 腹膜透析の処置時間を毎日30-40分与えている (健康管理への配慮)
 教育訓練の一回の時間を短くし回数を増やす (障害者への教育・訓練)
 昼食を医師の勧めるメニューにする (健康管理への配慮)
 休憩時間を多くとる (労働条件への配慮)
 障害者から作業環境等についての要望を汲み取る (労働条件への配慮)
 旅行会等の場合は旅行先の人工透析病院を予約する (コミュニケーションへの配慮)

[じん臓 1級 詳細表]

腎臓機能障害1級
事務的職業

件数 426
人数 154

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善				
便所の改善	10	6.5%	車イス用トイレ設置 手すりの設置・洋式トイレの設置	8 2
玄関等のアプローチの改善	10	6.4%	スロープの設置 自動ドアの設置 作業員を増員して入荷品の即時移動を行い玄関を常に広くしている	6 3 1
廊下・通路の改善	11	7.1%	スロープの設置 余裕をもった通路幅の確保。 床は滑らない材質のもの、階段には手すりをつける 段差をなくした	4 3 2 2
室内出入口の改善	7	4.5%	自動ドアの設置 段差をなくした 出入口ドアの改修(引戸等)	2 3 2
駐車施設の改善	7	4.5%	専用駐車場の確保 職場の近くに駐車場を設定 駐車場内で出来るだけ近い場所に設置 駐車場を広くした	3 1 2 1
避難施設の改善	3	1.9%	避難口に手摺り、スロープ設置 消火器の増設、火災報知器の取付	2 1
その他の改善	7	4.5%	エレベータの設置 障害治療用設備 健康設備 病院の性格上、全ての障害者を考慮し設計している。	2 2 2 1
休憩・休養室等の改善	7	4.5%	専用休憩・休養室の設置 休憩・休養スペース 保健室の兼用	4 2 1
作業の改善				
作業テーブル・台・机の改善	2	1.3%	テーブルの高さ調整 配置の改善等	1 1
作業工程の改善	2	1.3%	作業の負担の軽減 機械にて省力化をはかる	1 1
安全設備の改善	1	0.6%	事務所の出入口を多くして万が一に備える	1
就労機器(事務機器)の改善	2	1.3%	コンピューター入力プログラムの改善により簡略化し労力の軽減 ショックアブソーバー付きの肘掛けイスに全て交換。	1 1
新規に職域を拡大	1	0.6%	現在の作業を簡略化して次の職域を図る	1

[じん臓 1級 詳細表]

コミュニケーション機器の導入 1 0.6% 各人の趣味に応じ囲碁、将棋、パトミントン、バレー用具等導入 1

その他の労働環境への配慮			
勤務時間	61	39.6%	短時間勤務 6
			夜間・早朝勤務を行う 2
			フレックスタイムの実施 3
			透析日の残業はなし 5
			週2～3回の治療のための早退 37
			週2～3回の治療のための休日 3
			勤務時間内の通院を許可 4
			公休日を通院日に合わせる。 1
通勤への配慮	24	15.6%	通勤距離の調整 6
			通勤時間帯の調整 2
			送迎車 4
			自家用車にて通勤。 10
			交通費支給 1
			電車通勤であり、特に配慮は不要である。 1
家族との連携	20	13.0%	家族との連絡名簿の整備。 4
			会社行事への家族の参加 2
			職場付近に家族がいる 2
			会社状況の周知 2
			健康面を重点とした連携 1
			折にふれた電話連絡 2
			密接な連絡 6
			本人から家庭の方に話をするように指導している 1
健康管理への配慮	67	43.5%	産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等 8
			検診・治療への配慮 37
			仕事内容・環境への配慮 11
			月数回の定期検診 3
			年2回以上の定期検診 4
			人間ドック 1
			自己管理の指導 1
			健康づくり活動 1
			周囲の職員の障害の理解 1
労働条件への配慮	54	35.1%	激しい作業を避ける 19
			時間外労働・夜勤等の制限 7
			マイペースな仕事 5
			検診、治療等への配慮 14
			本人の意向を聴く 1
			障害者の能力を積極的に生かした職場配置 1
			健常者と同じ処遇に配慮する 4
			作業環境の安全性 2
			休職期間中の賃金、各種保険等の説明を本人と家族に文書で実施 1
職場介助者等作業補助者の配置	3	1.9%	特に専任者はいないが臨機応変に作業を補助する 2
			負担の大きな作業に関する補助者 1
障害者への教育・訓練	18	11.7%	OJTとパーソナルコーチング 12
			社内研修に参加 2

[じん臓 1級 詳細表]

		障害者への特別な配慮	3	
		社内の組織管理を通して	1	
コミュニケーションの方法、配慮内容	47	30.5%	健全者とわけへだてすることなく。意思疎通が円滑になされるよう	4
			レクリエーションにおける障害者への配慮	3
			レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり)	29
			障害に対する専門的な配慮	1
			QCサークル活動への参加	1
			孤独感を持たせないように対話を心掛ける	4
			カウンセリング	4
			2ヶ月に1度個人面接を実施、年1回日帰りバスツアーを実施	1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	31	20.1%	障害者、健全者の区別はしていない	1
			人権についての啓蒙	1
			具体的作業に関する対応のやり方	2
			障害内容の理解	1
			健康管理について	10
			講習会・研修会	7
			障害者雇用の好事例誌配付・施設の見学等	4
			対話の促進	4
			口頭による一般的な伝達	1
住宅の配慮	7	4.5%	自宅	3
			障害者用住宅	1
			寮、社宅の提供	2
			住宅ローンの利子補給。	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	23	14.9%	医師、保健婦、医務室	6
			相談員	14
			人事部	1
			総務課	1
			上司	1

【じん臓 1級 総括表】

じん臓機能障害1級

技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業従事者

(人数132人)

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	59	45%	レクリエーション、社員旅行、懇親会、クラブ活動などへの参加	45	34%
2 勤務時間	57	43%	週2～3回の治療のための早退 (勤務時間帯の変更[7.6%])	35	27%
3 健康管理への配慮	50	38%	検診・治療への配慮 産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等 (仕事内容・環境への配慮[5.3%])	22	17%
4 相談員、カウンセラーの配置	34	26%	相談員の配置 (上司が相談役になる[8.3%])	17	13%
5 労働条件への配慮	32	24%	(重労働を避ける[8.3%]、時間外労働・夜勤等の制限[6.8%]、検診、治療等への配慮[6.8%])		
6 障害者への教育・訓練	29	22%	OJTと個別指導	20	15%
7 家族との連携	25	19%	(折りにふれた電話連絡[8.3%])		
8 管理職及び職員の教育、啓蒙	25	19%	(研修会・講習会への参加[5.3%])		
9 通勤への配慮	23	17%	自家用車にて通勤	15	11%
10 便所の改善	15	11%	(車いす用トイレ設置[9.1%])		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- ベンチ式休憩室、畳敷き休息室、透析用小部屋の設置 (休憩・休養室等の改善)
- スポット暖房 (労働条件への配慮)
- 能力的には障害者として配慮不要 (労働条件への配慮)
- 障害者からの意見を考慮した行事の立案 (コミュニケーションへの配慮)
- 行事参加は本人の意思による (コミュニケーションへの配慮)
- 一週間に一度出勤して釣り針の型調整と材料を持ちかえる (労働条件への配慮)

[じん臓 1級 詳細表]

腎臓機能障害1級

技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業

件数 466

人数 132

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善				
便所の改善	15	11.4%	車イス用トイレ設置 手すりの設置・洋式トイレの設置	12 3
玄関等のアプローチの改善	11	8.3%	スロープの設置 階段の段差を低くした 車椅子使用者を考慮して、スロープ・エレベーター設置	9 1 1
廊下・通路の改善	12	9.1%	スロープの設置 余裕をもった通路幅の確保。 床は滑らない材質のもの、階段には手すりをつける	3 8 1
室内出入口の改善	11	8.3%	自動ドアの設置 段差をなくした ドアの数を少なくする 出入口ドアの改修(引戸等) 通路を広くした	4 4 1 1 1
駐車施設の改善	8	6.1%	専用駐車場の確保 職場の近くに駐車場を設定 駐車場で出来るだけ近い場所に設置 舗装にした	4 1 1 2
避難施設の改善	9	6.8%	避難口に手摺り、スロープ設置 避難介助者の指定 避難路の確保・標示、非常灯の設置、防災隊組織の編成・訓練。 非常出口を設置	4 2 2 1
その他の改善	9	6.8%	エレベータの設置 障害治療用設備 健康設備 工場と倉庫の間のドアを自動化 事務所内も土足歩行を特別に許可している(土足禁止の場所) 食堂の改善	3 1 1 2 1 1
休憩・休養室等の改善	11	8.3%	専用休憩・休養室の設置 隣接した社宅等の部屋 保健室の兼用	8 2 1
作業の改善				
作業テーブル・台・机の改善	9	6.8%	テーブルの高さ調整 本人に合うテーブルにした。 配置の改善等	5 2 2
作業工程の改善	7	5.3%	作業の負担の軽減 機械にて省力化をはかる 作業力・能力を開発させるために、前後の工程を経験させる 照度改善	3 1 2 1

〔じん臓 1級 詳細表〕

安全設備の改善	5	3.8%	機械に安全装置 危険区域への立ち入り禁止 エアコン 床面はグリーン、壁面に森林の絵を描いて眠と精神的な安らぎを取る	2 1 1 1
就労機器(事務機器)の改善	1	0.8%	ワープロ、パソコン等の導入を積極的に行なっている	1
就労機器(製造部門機器)の改善	7	5.3%	コンピューター化、自動化 リフト購入、技能講習修了 写植機前面に手すりを付けた 釣針の先付製造機	4 1 1 1
新規に職域を拡大	3	2.3%	トラックの運転とクレーンオペレーター 手造りの良さが見直された 本人の体調を考慮し職種を変えてみた	1 1 1
コミュニケーション機器の導入	2	1.5%	スポーツ用品の導入(ソフトボール、バレーボール、バトミントン 各人の趣味に応じ囲碁、将棋、バトミントン、バレー用具等導入	1 1
その他補完機器の導入	1	0.8%	冷暖房を完備して通路も広く、きれいな職場	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間	57	43.2%	短時間勤務 夜間・早朝勤務を行う フレックスタイムの実施 週2～3回の治療のための早退 週2～3回の治療のための休日 勤務時間帯の変更 技術修得後本人の希望で自宅作業とする 体に無理ないように本人の希望を十分に取っている	5 6 3 35 2 4 1 1
通勤への配慮	23	17.4%	通勤距離の調整 送迎車 自家用車にて通勤。 1週間に一度出勤して釣針の型調整と材料を持帰る 自宅又は寮からの通勤	2 4 15 1 1
家族との連携	25	18.9%	家族との連絡名簿の整備。 会社行事への家族の参加 職場付近に家族がいる 生活相談員が中心となって連携を図っている 会社状況の周知 健康面を重点とした連携 折にふれた電話連絡 密接な連絡	5 1 1 1 2 2 10 3
健康管理への配慮	50	37.9%	産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等 検診・治療への配慮 仕事内容・環境への配慮 月数回の定期検診 年2回以上の定期検診	14 22 7 1 4

〔じん臓 1級 詳細表〕

			自己管理の指導	1
			周囲の職員の障害の理解	1
労働条件への配慮	32	24.2%	激しい作業を避ける	11
			時間外労働・夜勤等の制限	9
			検診、治療等への配慮	9
			本人の意向を聴く	2
			日給制であるので月給制に切替えたい。年齢と能率給を考慮	1
職場介助者等作業補助者の配置	1	0.8%	一般健常者と区別せず同時教育とする	1
障害者への教育・訓練	29	22.0%	一般健常者と区別せず同時教育とする	1
			OJTとパーソナルコーチング	20
			QCサークル活動	2
			社外研修等	1
			社内研修に参加	2
			障害者への特別な配慮	2
			社内の組織管理を通して	1
コミュニケーションの方法、配慮内容	59	44.7%	健常者とわけへだてすることなく。意思疎通が円滑になされるよう	1
			レクリエーションにおける障害者への配慮	2
			レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり)	41
			障害に対する専門的な配慮	3
			QCサークル活動への参加	4
			孤独感を持たせないように対話を心掛ける	6
			カウンセリング	2
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	25	18.9%	人権についての啓蒙	5
			具体的作業に関する対応のやり方	2
			障害内容の理解	1
			健康管理について	2
			講習会・研修会	7
			障害者雇用の好事例誌配付・施設の見学等	1
			対話の促進	2
			地域の福祉活動にはほとんど参加している	1
			生産会議を兼ねてやっている	1
			社長、課長のもとで行っている	1
			幹部に教育するなど配慮している	1
			管理者への教育、理解度向上のための指導を徹底。	1
住宅の配慮	10	7.6%	自宅	1
			寮、社宅の提供	5
			住宅助成金の認定を受けている	1
			手当の支給	1
			工場と寮が隣接している	1
			会社の2階が障害者の住宅である	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	34	25.8%	医師、保健婦、医務室	3
			相談員	17
			総務課	2
			グループ活動	1
			上司	11

[じん臓 4級 詳細表]

腎臓機能障害4級
事務的職業

件数 1
人数 1

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮				
健康管理への配慮	1	100.0%	仕事内容・環境への配慮	1

[じん臓 4級 詳細表]

腎臓機能障害4級

技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業

件数 2
人数 1

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮				
健康管理への配慮	1	100.0%	産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	1	100.0%	相談員	1

呼吸器機能障害（1級、3級、4級）

呼吸器には、肺や気管支等があり、酸素を取り込み、二酸化炭素を排泄する体内のエネルギー代謝の維持の基本的な機能を担っている。肺疾患や肺手術等によりこの機能に障害が生じると、身体活動に必要な酸素の取り込みと二酸化炭素の排泄が困難となる。また、呼吸機能障害者は一般的に刺激ガス、冷気、乾燥の環境を避ける必要があり、風邪や肺炎に注意する必要がある。

<1級>

呼吸機能障害者の1級で社会復帰をしようとする人は酸素療法か人工呼吸器を装着する必要があり、音声でのコミュニケーションに不便がある場合がある。携帯型の酸素ボンベが使用可能であり透明軽量の鼻チューブによって酸素療法を行うことができる。携帯型の人工呼吸器もあるが、大部分は病院あるいは自宅での据置型である。この状態においても、就労は座業程度の強度に限られる。また、酸素ボンベや液体酸素を使用するため、火気厳禁である。今回、就労事例はなかった。

<3級、4級>

3級では、家庭内の極めて温和な日常生活活動には支障がないが、家庭内の通常の活動や極めて温和な社会生活に支障が生じる。通勤の負担をなくし、極めて温和な座業に限れば就労の可能性もある。4級は、家庭内の通常の活動や極めて温和な社会生活には支障がないが、それ以上では著しい制限があるため座業程度が限界である。3級、4級の事務職、技能工・生産工で企業が配慮していることをみると、健康管理（産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等、年2回以上の定期検診、人間ドックなど）、労働条件や環境（時間外労働・夜勤等の制限、マイペースな仕事、室内での禁煙など）、コミュニケーション（レクリエーション、社員旅行、懇親会、クラブ活動等）、また、管理職及び職員に対する教育・啓蒙、障害者への教育・訓練（OJTと個別指導、QCサークル活動など）、通勤の便（職住隣接や自家用車通勤）などが配慮されている。

[呼吸器 3級 詳細表]

呼吸機能障害者3級

事務的職業

件数 20
人数 5

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善				
駐車施設の改善	1	20.0%	駐車場を広くした	1
作業の改善				
作業工程の改善	1	20.0%	作業の負担の軽減	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間	1	20.0%	夜間・早朝勤務を行う	1
通勤への配慮	1	20.0%	自家用車にて通勤。	1
家族との連携	2	40.0%	家族との連絡名簿の整備。	2
健康管理への配慮	3	60.0%	産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等	1
			年2回以上の定期検診	1
			人間ドック	1
労働条件への配慮	3	60.0%	時間外労働・夜勤等の制限	1
			マイペースな仕事	1
			職場禁煙	1
障害者への教育・訓練	2	40.0%	OJTとパーソナルコーチング	1
			障害者への特別な配慮	1
コミュニケーションの方法、配慮内容	3	60.0%	レクリエーションにおける障害者への配慮	1
			レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり)	2
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	3	60.0%	健康管理について	1
			障害者雇用の好事例誌配付・施設の見学等	1
			対話の促進	1

[呼吸器 3級 詳細表]

呼吸機能障害者3級

技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業

件数 24
人数 7

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善				
便所の改善	1	14.3%	車イス用トイレ設置	1
玄関等のアプローチの改善	1	14.3%	エレベーターの設置	1
廊下・通路の改善	1	14.3%	余裕をもった通路幅の確保。	1
室内出入口の改善	1	14.3%	段差をなくした	1
駐車施設の改善	1	14.3%	専用駐車場の確保	1
その他の改善	1	14.3%	空気環境	1
作業の改善				
作業テーブル・台・機の改善	1	14.3%	テーブルの高さ調整	1
安全設備の改善	1	14.3%	薬品関係を取扱う作業はつかせないよう配慮	1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	14.3%	アイロン仕上台の購入	1
その他補完機器の導入	1	14.3%	ベルの変りに、フラッシュベルの設置	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間	1	14.3%	週2~3回の治療のための早退	1
通勤への配慮	1	14.3%	送迎車	1
家族との連携	1	14.3%	密接な連絡	1
健康管理への配慮	1	14.3%	人間ドック	1
労働条件への配慮	1	14.3%	作業環境の安全性	1
障害者への教育・訓練	3	42.9%	OJTとパーソナルコーチング QCサークル活動	2 1
コミュニケーションの方法、配慮内容	3	42.9%	レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり)	3
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	1	14.3%	講習会・研修会	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	2	28.6%	相談員	2

[呼吸器 4級 詳細表]

呼吸機能障害者4級

事務的職業

件数 3
人数 4

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮				
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	1	25.0%	人権についての啓蒙	1
住宅の配慮	1	25.0%	寮、社宅の提供	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	1	25.0%	相談員	1

[呼吸器 4級 詳細表]

呼吸機能障害者4級

技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業

件数 12
人数 6

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
作業の改善				
作業テーブル・台・機の改善	1	16.7%	テーブルの高さ調整	1
安全設備の改善	1	16.7%	エアコン	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間	1	16.7%	本人と面談のうえ決定	1
通勤への配慮	2	33.3%	通勤距離の調整 自家用車にて通勤。	1 1
家族との連携	1	16.7%	健康面を重点とした連携	1
健康管理への配慮	1	16.7%	仕事内容・環境への配慮	1
労働条件への配慮	1	16.7%	時間外労働・夜勤等の制限	1
障害者への教育・訓練	1	16.7%	社内研修に参加	1
コミュニケーションの方法、配慮内容	2	33.3%	レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり)	2
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	1	16.7%	コミュニケーションについての啓蒙	1

ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害（1級、3級、4級）

ぼうこうと直腸はそれぞれ、尿と便の貯蔵と排泄調節の機能をもっている。直腸・大腸やぼうこうの摘出手術等で、障害者となる例が多い。小腸は栄養吸収の機能をもっている。この機能に障害があると、通常の食事だけでは身体活動や精神活動に必要なエネルギーや栄養素が不足し、耐久力等が低下する。静脈への直接栄養注入により、栄養摂取を補充することが必要である。

<1級>

ぼうこう・直腸機能障害者の1級は起床しての生活ができず、便や尿の排泄の制御ができない状態であり、現状では社会復帰は非常に困難である。小腸機能障害者の1級ではほぼ常時中心静脈栄養を受け続ける必要がある。しかし、携帯型輸液システムを使用した場合、社会生活上の支障はほとんどない。

<3級>

ぼうこう・直腸機能障害者の3級は起床して生活できるものの、便や尿の排泄の制御ができない状態であり社会復帰には極めて大きな負担を必要とする。小腸機能障害者の3級では1日数時間をかけて中心静脈栄養を行う必要があるが、携帯型輸液システムを使用した場合、社会生活上の支障はほとんどない。

<4級>

ぼうこう・直腸機能障害者の4級は人工膀胱（尿路変更）、自己導尿、人工肛門の対象者であり、これらの操作に関して十分な習熟さえあれば、能力的な障害はない。ただし、一種の人工臓器が体表面にあるため、それが破損しないような最低限の条件が必要である。小腸機能障害者の4級では、1週間に1回程度数時間の中心静脈から栄養の注入を行えばよく、社会生活上の支障はない。

4級の事務職でみると、年2回以上の定期検診や事業所内での産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室、診察室等の設置、あるいは外部の専門医や主治医による検診・治療への配慮といった健康管理への配慮が多く行われている。また、社員旅行、運動会、盆踊りなどのレクリエーションの実施もよく行われている。自家用車、送迎車での通勤に関しての配慮をしている事業所もあるが、体表面にある人工臓器が破損ないように交通機関の混雑を避けるために有効であろう。障害者への教育・訓練はOJT（現場指導）と個別指導によって配慮されていた。また、4級の技能工の例でみると、事務職と同様やはり健康管理やコミュニケーションに配慮しているほか、重労働、時間外労働等を避ける（制限する）という回答が多くなっている。

【膀胱・直腸・小腸 4級 総括表】

ぼうこう・直腸機能障害4級 事務的職業の場合(人数24人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 健康管理への配慮	9	38%	年2回以上の定期検診 (産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等[8.3%]、検診・治療への配慮[8.3%])	3	13%
2 コミュニケーションへの配慮	8	33%	レクリエーション、社員旅行、懇親会、クラブ活動などへの参加	6	25%
3 通勤への配慮	5	21%	自家用車にて通勤 (送迎車[8.3%])	3	13%
4 障害者への教育・訓練	3	13%	OJTと個別指導	3	13%
5 管理職及び職員の教育、啓蒙	3	13%	(講習会・研修会への参加[8.3%])		

〔膀胱・直腸・小腸 4級 詳細表〕

膀胱機能障害4級

事務的職業

件数 36

人数 24

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善				
室内出入口の改善	1	4.2%	段差をなくした	1
その他の労働環境への配慮				
通勤への配慮				
	5	20.8%	送迎車	2
			自家用車にて通勤。	3
家族との連携	1	4.2%	密接な連絡	1
健康管理への配慮				
	9	37.5%	産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等	2
			検診・治療への配慮	2
			月数回の定期検診	1
			年2回以上の定期検診	3
			人間ドック	1
労働条件への配慮				
	2	8.3%	時間外労働・夜勤等の制限	1
			健常者と同じ処遇に配慮する	1
障害者への教育・訓練				
	3	12.5%	OJTとパーソナルコーチング	3
コミュニケーションの方法、配慮内容				
	8	33.3%	レクリエーションにおける障害者への配慮	1
			レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり)	6
			孤独感を持たせないように対話を心掛ける	1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮				
	3	12.5%	健康管理について	1
			講習会・研修会	2
住宅の配慮				
	2	8.3%	自宅	1
			寮、社宅の提供	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮				
	2	8.3%	相談員	2

〔膀胱・直腸・小腸 4級 詳細表〕

膀胱機能障害4級

技能工、採掘・製造・建設の職業及び労務の職業

件数 48

人数 13

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善				
廊下・通路の改善	2	15.4%	全職場白線にて通路を表示してある。 通路を白線で表示し、目視出来るようにした。	1 1
避難施設の改善	2	15.4%	避難介助者の指定 非常出口を設置	1 1
その他の改善	2	15.4%	エレベータの設置	2
休憩・休養室等の改善	2	15.4%	専用休憩・休養室の設置	2
その他の労働環境への配慮				
通勤への配慮	2	15.4%	自家用車にて通勤。 自転車	1 1
家族との連携	3	23.1%	家族との連絡名簿の整備。 生活相談員が中心となって連携を図っている	2 1
健康管理への配慮	6	46.2%	産業医・産業保健婦等の常駐、健康管理室・診療室等 仕事内容・環境への配慮 年2回以上の定期検診	3 2 1
労働条件への配慮	6	46.2%	激しい作業を避ける 時間外労働・夜勤等の制限	5 1
職場介助者等作業補助者の配置	2	15.4%	作業長が対応している。	2
障害者への教育・訓練	3	23.1%	OJTとパーソナルコーチング	3
コミュニケーションの方法、配慮内容	6	46.2%	健常者とわけへだてすることなく。意思疎通が円滑になされるよう レクリエーションの実施(旅行、運動会、盆おどり) 孤独感を持たせないように対話を心掛ける カウンセリング	2 2 1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	5	38.5%	障害者、健常者の区分けはしていない 人権についての啓蒙 講習会・研修会 障害者雇用の好事例誌配付・施設の見学等	1 1 1 2
住宅の配慮	2	15.4%	自宅 寮、社宅の提供	1 1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	5	38.5%	相談員	5